

# 広報

# どうし

## 道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2006 March 3 月号



さよなら  
道志中学校!!  
(中学3年生)



# 新たな時代に向けて

## 新道志村行政改革大綱及び 改革集中プランを策定

新道志村行政改革大綱及び改革集中プランの全文については、村のホームページに掲載しています。

昨年十二月、行政改革推進委員会から「道志村の行政改革の推進に関する重要事項について」の答申が出され、道志村の行政改革の方向性が示されました。村では新たな時代に向け、本答申を踏まえるなかで「新道志村行政改革大綱及び改革集中プラン」を策定し行政の抜本改革を進めていきます。

### 新道志村行政改革大綱の要旨

#### 第1 基本的な考え方

地方自治の新时代に向け、先人より受け継いだ「この地」をより豊かな地域として未来へと繋ぐため、新たな発展の「かたち」を創ることが求められます。このため、分権時代にふさわしい地域自治を構築するため「住民自治の推進・スリムな行政の確立・健全な財政の確立」を重点項目とした、抜本的改革に取組みます。

#### 第2 行政改革の推進

##### 1 計画期間

大綱及び集中プランの計画期間は、平成十七年度から平成二十一年度までの五カ年間とします。

##### 2 改革の推進

改革は五年度の実施計画を策定し、その進捗管理を行い、毎年度評価を実施し、公表します。

#### 第3 行政改革の具体的方策

##### 1 住民自治の推進

(1) 地域協働の推進  
分権時代に求められる住民自治を推進するため、住民・団体など多様な主体と行政の情報を共有する仕組みや公共を担う役割分担と連携の協力関係を強化した地域協働のシステムを構築します。

(2) 公正の確保と透明性の向上  
地域協働の村づくりが開かれた行政の下に、より公正に、より透明性をもって民主的に推進されていくことが必要であります。このため、行政運営の各過程における住民の「参画と評価」の仕組みづくりを進めます。

(3) 議会  
地域政治の要として、行政の意思決定や監視機能がより一層求められると共に、地域協働への連携した積極的な活動も期待されます。

##### 2 スリムな行政の確立

(1) 事務事業の見直し  
地域にふさわしい住民福祉を基本に、全ての事務事業について総点検し、住民意見を反映するなかで、適切な選択と見直しを十分な検証のもとに実施し、スリム化に向けて取り組みを進めていきます。

(2) 民間委託等の推進  
「官から民への」規制緩和の流れの中で、公の施設における指定管理者制度導入や民間委託、事務事業の民間委託等メリット及び可能性を検証し、スリム化を進めていきます。

(3) 職員数及び給与の適正化  
職員数については行政需要を勘案したなかで定員適正化計画を策定し、削減に向けた定員管理を進めていきます。又、給与及び報酬についても地域の実情、国・県・近隣市町村の状況を勘案した適正化に努めます。

(4) 組織機構の見直し  
地域に即した簡素で効率的な組織機構を構築するため、課の統合・再編を進めると共に、補助機関及び附属機関のあり方、各種委員会等の統合など全ての組織機構の見直しを検討し、スリム化と効率化を進めます。

(5) 人材育成の推進  
少数精鋭の行政運営を行うために人材育成方針を策定し、より強化した研修や人事交流等で職員の資質向上を図り、事務の効率化を進め、住民サービスの充実を図ります。

##### (6) 電子自治体の推進

高度情報通信時代の進展に合わせ遅れている本地域の情報通信基盤の促進を図ると共に、電子自治体としての態様を進め、行政サービスの利便性を向上させていきます。

##### 3 健全な財政運営の確立

(1) 財政の健全化  
本村の財政構造を健全化へ向けて推し進めるため、「歳入を増やし、歳出を減らす」この方向性をもって、歳入を確保するための施策を積極的に進めると共に、徹底した歳出の削減を図ります。

##### (2) 公的施設

公的施設については、計画性をもって進めていきます。既に財源構成された計画は、再度検討を加えて慎重に進めます。既存施設はあり方を検討すると共に、耐震化を進めます。

##### (3) 公共工事

限られた財源での公共事業のあり方も地域実情を勘案した対応が求められます。このため、政策目標へ重点化した効果的な事業を計画性、経済性をもって公正を期して実施していきます。

##### (4) 公営事業

村が運営する診療所事業等の公営事業は、地域の社会基盤となる基礎的的事业であることから、健全化に向けて、経費の節減、受益者負担の適正化など更なる経営改革を進めます。

# 改革集中プランの要旨

地域自治の推進	方 策	取り組み内容	目 標	
第1	1 地域協働の推進	地域会議の検討	地域担当を配置した定期会議を検討	
	2 公正の確保と透明性の向上	行政評価制度の導入	H18年度に導入	
第2 スリムな行政の確立	1 職員数の適正化	一般職員数の削減	H21年度までの5年間で6人の削減	
		用務員の廃止	廃止 (H17実施)	
		保育所調理員の削減	要員1人を削減 (H17実施)	
		議員定数の削減を検討	H19年度に削減案を検討	
	2 職員給与等の適正化	管理職手当の引き下げ	35.7%~50%カット (H17実施)	
		時間外手当の抑制	H17年度に抑制を強化し継続	
		税務手当の廃止	廃止 (H17実施)	
		昇給年齢の引き下げ	56歳を55歳に引下げ (H17実施)	
		退職時特別昇給の廃止	H17年度に廃止	
		寒冷地手当の見直し	H18年度より凍結	
		旅費の見直し	日当の廃止 (H17実施)	
		特別職給与の引き下げ	16%カット (H17実施)	
		議員報酬の引き下げ	16%カット (H17実施)	
		各種委員報酬の見直しを検討	H18年度に報酬額を検討	
		3 福利厚生事業の適正化	職員福利厚生事業の見直し	H18年度に適正化
		4 定員管理・給与の公表	ホームページを活用し公表	ホームページでの公表 (H17実施)
	5 組織機構の見直し	課の統合・再編	H18年度に5課を3課に統合	
		診療所の統合を検討	H19年度に医科・歯科診療所の統合を検討	
		各種委員会の整理・統合	H18年度に2委員会の統合	
		消防団の部の再編	H18年度に8部を7部に再編	
	6 人材育成の推進	人材育成方針の策定	H17年度に方針を策定	
	7 電子自治体の推進	情報通信基盤整備の促進	H18年度に調査	
	8 事務事業の見直し	街灯事業の見直し	事業の縮小 (H17実施)	
		公用車の見直し	保有数の削減 (H17実施)	
		浄化槽事業の一本化	H18年度に公共施設分の組入れを検討	
		敬老の日事業の見直し	事業の整理・統合 (H17実施)	
選挙執行事務体制の見直し		H18年度に要員削減の検討		
公衆トイレ事業の見直し		H18年度に事業の整理・縮小を検討		
各種イベントのあり方を検討		H18年度にイベントの統合・縮小を検討		
村単教員事業のあり方を検討		H19年度に要員の見直しを検討		
祝い金支給事業の見直し		H18年度に見直しを検討		
観光施設事業の見直しを検討		H18年度に事業体制の見直しを検討		
時間外窓口サービスの拡大を検討		H18年度に時間延長を検討		
9 民間委託等の推進		指定管理者制度の導入を検討	H18年度に9施設について検討	
		施設業務の民間委託を検討	H18年度に18施設について業務委託を検討	
	事務事業の民間委託を検討	H18年度に88事務事業について委託を検討		
	事業譲渡を検討	H18年度に1施設の譲渡を検討		
第3 健全な財政運営の確立	1 歳入について	口座振替の推進	H21年度口座振替率70%を目標	
		受益者負担の適正化	H18年度に適正化を検討	
		村営事業の収益向上	H18年度に経営対策を検討	
	2 歳出について	粗大ごみ収集の見直し	H18年度に有料化を検討	
		人件費総額の削減	定数・給与・報酬の適正化	
		交際費・食料費の削減	H18年度10%削減を目標	
		消耗品費の削減	H21年度10%削減を目標	
		燃料費・光熱水費の節減	H21年度10%削減を目標	
		事務機リース料の圧縮	H21年度10%削減を目標	
		各種団体補助金の見直し	補助金の削減 (H17実施)	
	税等全納報奨金の見直し	報奨金の引下げ (H17実施)		
	3 公的施設について	耐震化を推進	H18年度に整備方針を検討	
	4 公共工事について	単独事業の見直し	H18年度に見直しを検討	
	5 公営事業について	浄化槽事業の受益者負担の検討	H18年度に浄化槽使用料の適正化を検討	
		歯科医療事業のあり方を検討	H18年度に営業体制の見直しを検討	

# 成人式特集



成人おめでとう 未来に向かって羽ばたく33名の成人者の皆さんです





成人式において久しぶりの友人との再会を喜び、一人ひとり近況報告を行い和やかでした





タレント

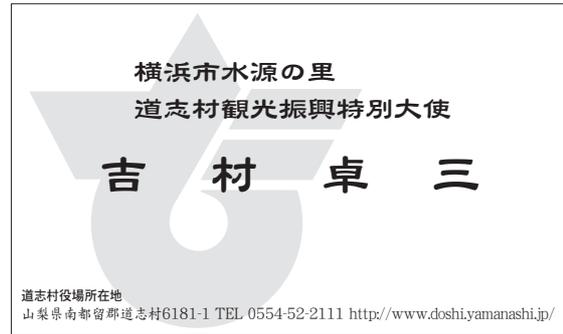
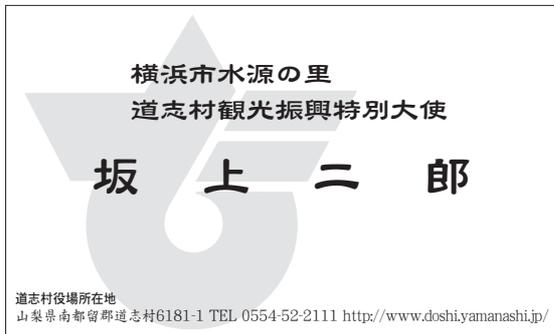
たまご博士

坂上二郎さん 吉村卓三さん



# 観光大使に

去る1月23日、タレントの坂上二郎さん、動物作家の吉村卓三さんのお二人を「道志村観光振興特別大使」に委嘱いたしました。委嘱式は坂上さんの所属する芸能プロダクション(株)浅井企画本社で行われ、大田村長が「村の活性化のためにご協力願います。」と述べ、お二人に委嘱状と道志村の間伐材でつくった卓上のネームプレート、観光振興特別大使用の名刺を手渡しました。お二人には、それぞれの立場において機会あるごとに道志村の魅力を多くの方々に伝えていただくとともに、道志村主催のイベントなどに参加していただくなど、村づくりへのご助言を積極的にいただく予定です。また、(株)浅井企画さんは所属タレントの派遣などを検討しており、集客力アップにご協力いただけるお話もありました。



吉村卓三先生 坂上二郎さん



左から 吉村先生、二郎さん、大田村長、佐藤議長  
横浜市まちづくり調整局 曾根係長

平成十八年四月一日から

# 介護保険制度が改正されます

平成十二年度に始まった介護保険制度は、五年ごとに行われる制度の見直しにより、平成二十年度から新しい枠組みで再スタートすることになります。

制度スタート時は家族で介護することを当然と考えていた住民意識も、現在では介護保険を利用しながら介護を行うという考えに変化し、急速に介護保険利用者も増加している現状にあります。

しかしながら、サービス利用者の増加に伴い、給付費も倍増し、今後さらなる高齢化が予想される中、介護サービス利用者との給付費も増加することが予想されます。

こうした状況の中、今回の見直しの特徴は、「介護予防」「自立支援」の強化です。

介護予防とはできる限り要介護状態にならないようにする、たとえ要介護状態になってもそれ以上悪化しないようにする取り組みのことです。介護予防をすすめていくことによって、制度本来の理念である自立支援を実現する。それが、新しい介護保険制度の目標です。



変わりました

## 要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます

